報告第３号

専決処分報告について

緊急執行を要した松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分書のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和４年４月１８日提出

松前町長　石　山　英　雄

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日提出

松前町長　石　山　英　雄

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松前町国民健康保険税条例（昭和３５年松前町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に改め、同条第３項ただし書中「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改める。

第２３条中「６３０，０００円」を「６５０，０００円」に、「１９０，０００円」を「２００，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明資料

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

1　改正の趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されることから、令和4年度課税分の課税限度額を法定限度額と同額とするため、令和4年3月31日に専決処分を行い、松前町国民健康保険税条例の規定の整理を行ったものです。

2　改正の内容

課税限度額の引き上げ

区　　分	令和2年度〔法定限度額〕	令和3年度〔法定限度額〕	**令和4年度〔法定限度額〕**
医療給付費分	６１万円〔６３万円〕	６３万円〔６３万円〕	**６５万円〔６５万円〕**
後期高齢者支援金分	１９万円〔１９万円〕	１９万円〔１９万円〕	**２０万円〔２０万円〕**
介護納付金分	１６万円〔１７万円〕	１７万円〔１７万円〕	１７万円〔１７万円〕
合計限度額	９６万円〔９９万円〕	９９万円〔９９万円〕	**１０２万円〔１０２万円〕**

※〔　〕内の法定限度額とは、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の88の2で定めた課税限度額である。

※　令和3年度は、法定限度額の改正なし。

3　施行期日等

令和4年4月1日から施行し、改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4　新旧対照表　　別紙のとおり

別紙

松前町国民健康保険税条例の一部改正に係る新旧対照表

現　　行	改　　正　　案
（課税額） 第２条　略 （１）～（３）　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６３０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は６３０，０００円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が１９０，０００円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、１９０，０００円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第２３条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３０，０００円を超える場合には、６３０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９０，０００円を超える場合には、１９０，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には、１７０，０００円）の合算額とする。 （１）～（３）　略	（課税額） 第２条　略 （１）～（３）　略 ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が６５０，０００円を超える場合においては、基礎課税額は６５０，０００円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２００，０００円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２００，０００円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第２３条　次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５０，０００円を超える場合には、６５０，０００円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２００，０００円を超える場合には、２００，０００円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７０，０００円を超える場合には、１７０，０００円）の合算額とする。 （１）～（３）　略 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

※　＿＿＿＿＿＿が改正部分

現　　行	改　　正　　案
	（適用区分） ２　改正後の松前町国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

※　＿＿＿＿＿＿が改正部分